

## ドイツ医学の採用に関する二つの疑問をめぐって

森川 潤

### 一 はじめに

明治二年から翌三年にかけてのドイツ人医学教師招聘の決定、いわゆるドイツ医学採用の経緯については、さまざまな視点から研究がすすめられ、多くの成果がみられるが、なお疑問に思われる点<sup>(一)</sup>が少なくない。

まず第一に、ドイツ医学の採用にさいして「天下醫學ノ英粹獨逸國ニアリ<sup>(二)</sup>」といった学術的な観点からイギリス人教師<sup>(三)</sup>を排斥し、ドイツ医学の採用にふみきつたといわれるが、実態はどうであったか。この疑問については、萩原延壽氏によってウイリスがみずから辞職したという事実を明らかにされているが、日本政府やイギリス公使パークスがウイリスの後任医師についてどのように考えていたかは疑問として残されている。第二は、ウイリスの後任人事をめぐって、イギリス医学を擁護する土佐藩がドイツ医学を支持する佐賀藩とのあいだに確執を生じるといった事実<sup>(三)</sup>が実際にあつたかという疑問である。やがて薩摩藩、長州藩といった藩閥をも巻き込んだ確執のなかで、「相良知安鋭意政府ニ建言シ」、その結果「廟議一決遂ニ教師二名ヲ普國ニ約セリ」といったような政策決定のプロセスが現実<sup>(三)</sup>に考えられるだろうか。第三は、ドイツ医学採用の決定時期とはあくまでも政府による決定時期をさすが、それが学校権判事・大学校

権大丞の相良知安、岩佐純、その他の医学関係者がドイツ医学の採用を主張した時期と混同されているのではないかという疑問である。ドイツ医学採用の決定の過程や時期についてこうした疑問が生じるのは、史料的な制約から推測にたよることが少なかつたためであろう。<sup>(四)</sup>

本稿では、関係公文書にもとづいて、まずウイリスの辞職をめぐって、日本政府やイギリス公使パークスがいかに対応したか明らかにし、ついでドイツ人教師招聘の政策決定のプロセス、さらにドイツ人教師招聘の政府決定の時期について検討する。それによつて、ドイツ医学採用をめぐる疑問の一端が明らかになるであろう。

## 二 明治二年十月段階の医学教育の動静

明治二年十月、イギリス人医師ウイリスが任期を三ヶ月残して辞職を願ひでる。外務卿沢宣嘉は西洋医学の導入に積極的な大納言岩倉具視に詳細を報告したうえで、同月二十五日、イギリス公使館へおもむき、公使パークスと面談し、後任医師の斡旋を依頼する。そのさいの「対話書」が「医学校雇英国医師ウキリス乞暇ニ付代教師雇入ヲ該国へ託ス」と題する文書として国立公文書館所蔵の『太政類典』におさめられている。<sup>(五)</sup>萩原延壽氏により部分的に紹介されているが、草創期における西洋医学の移植をめぐる機微を伝える文書でもあり、以下、同文書の「巳十月廿五日英國公使館於テウキリス一條ニ付同國公使へ澤外務卿對話書」の全文をあげる。

ウキリス儀弥御暇相願度趣猶又申立候就テハ御相談ノ儀モ御座候ハ、相何度候尤御約束ノ期月ハ今ヨリ三ヶ月迄ニ候ヘトモ其實當人不満ノ意味モ有之趣右趣意ハ醫學學校一体不規則ニテ事實不都合ノ事件多ク何分難忍且御雇相成候上ハ局中百事差圖致シ頭支配ノ姿ニ相成候儀ニ候ヘハ格別左モ無之候ヘハ何分期月迄猶豫難相成趣其他苦情云々申立候ニ付御談ノ通今一年カ又ハ期月迄御雇置相成候儀兎テモ承允仕間敷候間同人義ハ只今御暇御差出ノ事ト御

治定有之度候

ウリス義ニ付テハ過日御噂ノ後早速政府へ委細申入置候処同人儀京都以来若松杯へモ出張彼我盡力全ク好意ノ段ハ政府ニ於テ厚ク承知ノ事ニ候然ルニ病院ノ儀ハ昨冬匆卒ニ取立十分盛大ノ規則モ未タ不相立候ニ付大ニ規則ヲ改正致シ候積ニ付一ケ年ノ内ニハ右規則モ可相成候間ウリス氏先一年ト申入候事ニ候乍併段々御都合ノ儀御申述ニ付テハ無據唯今ヨリ御望ノ通暇可差遣候へトモ當時病客モ多分有之候處ウリス氏去テ後西洋人不在ニテハ大ニ人心ニ関係致シ候間何卒其代リニシドル氏御遣シ置被下間敷哉此談御相談申入候

同人代トシテシトルへ氏右跡ノ御雇入ノ儀御頼ニ候へトモ同人儀ハ當時横濱ニテ開業致シ居候間是以何分御求ニ應シ難候乍去御話ノ次第無余儀存候間同人ニ不限可然人物ニテ宜候ハ、追々横濱表へ罷越候間其邊取調可申上就テハウリス儀ハ只管御暇ノ儀奉願候ハ勿論是迄同人彼是周旋勤勞ノ次第モ有之候處唯今引放シ候テハ植付候樹木ヲ引拔候様ナル儀ニ付萬々御不都合推察致シ居候間何トカ取計御為宜様所置可仕候  
左候へハ右代人出張ノ上ウイリス氏暇可差遣候

右代人ハ横濱ニテ穿鑿致候間ヒマトシ可申ウイリス儀ハ代人ニ不係唯今ヨリ暇取度候

其儀ハ前々モ申入候通生徒病客モ多分有之候事故ウイリス氏去テ後代リ人躰モ不足候テハ大ニ人心ニ關係シ折角取立置候醫學校一朝瓦解ト相成候テハ如何ニモ心配致シ候間何分代人ト膝代リニ致度候

御尤ニ存候何レ其段當人へ可申聞候乍併去就ハ當人ノ胸中ニアル事故拙者ヨリ唯今御請合難申候  
然ラハ此方ヨリ直ニウキリス氏へ可申談カ

其儀ニハ不及候拙者ヨリ篤ト可申聞候

然ラハ宜敷頼入候代人ノ處預心配度候

承知致シ候

この文書からは、まず第一にウイリスは任期を三カ月を残して、みずから辞職を願っていたことがわかるが、その真意

は「御雇相成候上ハ局中百事差圖致シ頭支配ノ姿ニ相成候儀ニ候ヘハ格別左モ無之候ヘハ」というところにある。ウィリスが相良や岩佐の着任によつて医療・教育活動を制限されたことが推測される。その経緯について、相良は「ウリスヲ退テ」と表現する<sup>(一)</sup>。自主的な辞職であることは事実であるが、それが確執に起因するといふことができる。「英醫偉理私教師ノ任ニタエズシテ醫道ノ基本建ズ<sup>(二)</sup>」といわれるのは、ウィリスの医師としての能力の評価というより、むしろ任期中で辞職し、しかも薩摩藩とのあいだで赴任交渉をおこなつていたウィリスの行為を非難したものである。第二に、沢はあくまでも西洋人医師の確保という観点からパークスに後任医師の斡旋を依頼する。少なくとも明治二年十月段階においては、政府はイギリス人医師を雇用し、病院の医師としてばかりでなく、医学学校の教師としての役割をもゆだねる計画をもつていたことが窺い知れる。ドイツ人教師の招聘についてはまったく問題にはならない。少なくともこの時点では、相良知安らがいかに考えようとも、それは私的な見解にすぎず、新政府はイギリス医学からドイツ医学への転換を考えていない。第三に、パークスは「苦情云々申立」るウィリスについては同情するが、それは同時に日本政府の雇用のあり方にたいする批判でもある。実際、沢が後任医師の斡旋を依頼したのにたいして、積極的に援助しようという姿勢は示さない。まず沢が後任としてシドルの名をあげたのにたいして、パークスは「同人儀ハ當時横濱ニテ開業致シ居候間是以何分御求ニ應シ難候」と拒絶する。ついで沢が後任医師が決まるまでウィリスに留任するよう求めたのにたいして「ウィリス儀ハ代人ニ不係唯今ヨリ暇取度候」と回答する。パークスはイギリス人医師の辞職による医学校の瓦解を危惧する沢に助力を約束するが、「右代人ハ横濱ニテ穿鑿致シ候」と述べるだけで、積極的にイギリス人医師を斡旋する姿勢を示さない。まして、戊辰戦争以来、親交のある薩摩藩を巻き込んでまで、日本の医学教育をイギリスが死守しなければならぬという姿勢ではない。のちにウィリスがイギリス公使館通訳官アストンの立会いのもとで薩摩藩と契約をむすんだこともつけくわえておきたい。

ウィリスは明治二年十月二十八日、薩摩藩と契約をむすび、翌十一月十四日（千八百六十九年十二月十六日）付でパーク

ス公使に副領事の辞職願いを提出する。ウィリスは「外国人と日本人のあいだの友好関係を促進し、西欧近代科学を普及するために」薩摩藩からの病院創設の援助依頼を受け入れ、薩摩に赴任すると伝える。パークスは、その二日後の十六日付で、ウィリスの辞職願いを同封し、かれの辞職の経緯を本国政府に報告している。<sup>(七)</sup> 報告書は、第一にウィリスの薩摩藩転任が日本政府との合意のうえで決定されたこと、第二にパークスがウィリスの辞任を支持していることを強調する。

### 三 ドイツ人教師招聘の決定

ウィリスの後任がみつからないまま、二年十二月四日、政府は明治三年度予算に医学学校のお雇い教師関係費用として九千六百ドルを計上する。<sup>(八)</sup> この金額は、医学教師一名を西欧から招聘することを前提として計上された額である。このことは、政府がパークスに依頼した横浜在住のイギリス人を後任医師として雇用することをすでに断念し、西欧本国から教師を招聘することを決定していたことを意味する。医学学校はウィリスの辞任後、相良知安らが大学校別当松平慶永に「天下醫學ノ英粹獨逸國ニアリ」と主張したのにもとづいて、ドイツ人医師の招聘を決定する。これは大学校の決定であり、この段階で大学校の内部で議論があったとしても、外部から異論がでることはない。しかし、ドイツ人医師の招聘、すなわちイギリス医学からドイツ医学への転換は外交にもかかわる問題であり、最終的には太政官会議の評決が必要となる。

国権の最高機関である太政官の庶務中枢の役割をになう弁官は、諸官省から何などの文書を受け付け、重要な案件については左右大臣にあげ、大臣の主宰する太政官会議において協議された結果を諸官省に伝えるという役割をもつ。弁官には、独自の判断により諸官省に説明をもとめたり、文書の修正を要求したりする権限も付与されている。三権を集中的に掌握する太政官には重要な問題が山積しているために、大学校はあらかじめ弁官に打診しておく必要がある。大

学校は、その後、必要に依じて、開成学校教師フルベッキなどによる「政府要路の人々」にたいする説得工作をおこなつた<sup>(五)</sup>と思われる。大学の決定に支持がえられた段階、つまり十二月八日に大学は弁官に以下のように伺う。

今般英醫ウリス御暇被下置候ニ付テハ急ニプロイセン國ヨリ盛學ノ醫官二人英語ヲ以教授イタシ候者來年ヨリ向六ヶ年御徴被下度右ハ醫生英語ニ達候故必英語ニテ教授可致呉様最初ヨリ御定約有之度候事<sup>(六)</sup>

『公文録』、『太政類典』などの公的な文書をみるかぎりにおいて、大学は十二月八日付ではじめてドイツ(プロイセン)から医学校教師を招聘しよう弁官に伺う。医学教育の連続性を配慮し、「醫生英語ニ達候故」として教育の英語を教授用語に指定しているのは、あきらかに弁官の指示によるものである。医学教師一名を招聘する予算しか計上されていないにもかかわらず、教師二名を招聘しようというのは、東校と弁官との交渉において、医学教育の基盤を確立するためには、外科医師ばかりでなく、内科医師も必要であるという認識が生まれたためである。実際、のちに、大学東校が留學生のドイツ派遣について伺つたとき、弁官は伺の部分的な修正と責任者からの説明をもとめている。<sup>(七)</sup>

ドイツ医学採用の政府決定とは、ウリスの後任人事に関する問題であり、具体的には大学からのドイツ人医師招聘の伺を太政官が評決することをさす。政府は、明治二年十二月八日の段階においても、ドイツ人教師の招聘を公式には決定していない。通例、伺にたいしては「伺ノ通」または「不及其儀候事」といった回答が示されるが、この文書には回答が欠落している。そのために、決定時期が特定できないが、その後、伺はたしかに裁可される。大学から改称した大学は、十二月二十二日付で弁官に以下のように伺う。

亜米利加醫師テヒシモンスト申人於東校普國ノ醫師到着迄御雇ニ相成度候様御達御座有度候事<sup>(八)</sup>

大学東校は、後任教師が着任するまで暫定的にアメリカ人医師シモンズ (Dane B. Simmons) を雇用したいと伺うが、弁官からは「御雇ノ儀先可見合候事」という回答がだされる。東校は、ドイツ人教師の着任時期を調査確認したうえで、翌三年一月十九日付で以下のように伺う。

米利堅醫シモンズ大學東校へ御雇入ノ儀申出處先可見合旨 御沙汰ノ趣致承知候然ル處差當教師無之候テハ甚差支候ニ付尅ケ年御雇入ニ相成度今般獨乙プロイセンヨリ御雇入ノ御条約ニ相成候得共到着ノ程七八月ニ至候間夫迄ノ處御雇入無之候テハ差支候條至急御評決有之度候事<sup>(二二)</sup>

この文書からは、第一に、明治二年十二月二十二日の時点ではすでに、太政官がドイツ人教師招聘の伺を評決していたこと、第二に、北ドイツ連邦公使に教師の斡旋を依頼し、契約条件などについて打ち合せをおこなっていたこと、第三に、交渉の段階において、普仏戦争の勃発によりドイツ人教師の到着が遅れることが判明し、大学がかさねてアメリカ人医師を暫定的に雇用するようお願いできたことが窺い知れる。シモンズは、横浜在住の「米利堅醫」であり、通称セメズとして知られるアメリカ人医療宣教師である。弁官からの「伺之通被 仰付可然外務省へ其人稔ト可問合事」という回答にもとづいて、外務省がシモンズの素行調査をおこなったのち、三年三月に東校教師として雇用される。「三宅秀博士文書」の雇用契約書の<sup>(二三)</sup>ドイツ人医師シモンズ (O. Simmons) と混同されることもあるが、<sup>(二四)</sup>雇用期日も異なり、別人である。明治二年十二月二十二日の時点ではすでに、ドイツ人教師の招聘が太政官において評決され、ドイツ医学の採用は正式に決定されていた。

こうしたドイツ医学採用のプロセスにおいて、医学モデルの選択をめぐる藩閥の綱引き、すなわち医制論争が生じたとすれば、大学校がドイツ人教師の招聘について公的に態度表明したのち、すなわち弁官にドイツ人教師招聘の伺を提出したのちのことである。論争が生じる前提条件は、イギリス公使パークスが沢外務卿の依頼に応じて、後任医師を斡旋したか、あるいは斡旋する意思を明確にしていることであるが、パークスは後任医師の斡旋に消極的である。のちに、ドイツ人教師の来着までシモンズ、ボードイン (Antonius Franciscus Baudin) 、マッセ (Emile Massas) 、シモンズが暫定的に雇用されるが、パークスはイギリス人医師を斡旋しない。ちなみに、伺を受け付けられた時点での太政官会議、すなわち「廟議」は右大臣三条実美が主宰し、大納言岩倉具視、同徳大寺実則、同鍋島直正、参議副島種臣、同大久保

利通、同広沢真臣が参与していた。東校からの伺に疑義をとなえるとすれば、イギリス医学擁護派の薩摩藩大久保である。しかし、伺が弁官をへて太政官会議にまでもちこまれれば、大久保がいかに新政府の実力者であったとしても、みずから任期途中のウイリスの薩摩藩への引き抜きに荷担したこともあり、東校という専門機関の決定をふまえた会議の趨勢を覆すことはできない。

伺が裁可されたのち、大学はドイツ人教師の招聘を伺いでてから、二ヶ月をへた翌三年二月二日、契約書案をそえて、弁官に承認の検印を願ひでる。<sup>(二五)</sup>十二月八日付の伺とくらべ、第一に英語という教授用語に関する規定が削除される。それは、ドイツ語が教授用語となることを意味する。第二に、医師二人の雇用期間は六年から三年に短縮される。月給は、「第一等ノ醫者」が大学南校教師フルベッキと同額の六百ドル、「第二等ノ醫者」が三百ドルであり、<sup>(二〇)</sup>大学南校のドイツ語学教師は二百ドルの月給が予定されていた。ウイリスは月給八百ドルであったが、政府があらたにお雇い教師の計画的な雇用を考え、俸給も等級化しようとしていたことが窺い知れる。そのほか、住居、旅費、準備費、書籍費について規定されるが、ふたりの医師はそれについて「書生貳拾人傳習」の義務を負う。

当時、大学東校ばかりでなく、大学南校も大学大丞加藤弘之らの建言により、ドイツから語学教師の招聘を計画し、<sup>(二五)</sup>同じ二月二日に大学は語学教師の契約書案を添えて、大蔵省へ経費支出について達するよう願ひでいた。二月五日、弁官は「此節大學へ獨逸國醫師並普魯士國語學教師御雇相成候ニ付月給旅費等ノ儀別紙ノ通相定度旨大學ヨリ伺出候間此段及御打合候至急御回答可有之候也」と大蔵省に達する。<sup>(二五)</sup>大蔵省は二月九日、「右ハ不相當ノ廉モ相見不申候間伺ノ通御聞届相成可然存候」と弁官に回答し、大学東校ばかりでなく、大学南校にもドイツからお雇い教師が招聘されることになる。二月十四日（千八百七十年三月十五日）付で、沢外務卿、松平大学別当、寺島宗則外務大輔が連署し、北ドイツ連邦代理公使ブランドに「我等貴國醫者二名ヲ上件ノ條約ニテ我醫學校ノ爲ニ雇入ル事ノ周旋ヲ貴君ニ依頼ス」という書翰を送る。<sup>(二六)</sup>「上件ノ條約」は「上等醫ハ東京醫學校教官ノ長タルベキ事」と大学東校における教学責任者として「別

當ノ次席」の地位を保証すると明記する。この条項は、ブランドの要求によってつけくわえられたといわれる。<sup>(二七)</sup>近代  
な医学教育の創始の任は、すべてドイツ人教師に委ねられることになる。

#### 四 おわりに

本稿は、公文書にもとづいて、まずウイリスの辞職について、明治二年十月段階における政府上層部の対応、イギリス公使パークスの対応について明らかにし、ついでドイツ人医師招聘の政策決定のプロセスについて検討したうえで、ドイツ医学採用の政府決定の時期を明らかにすることを課題とした。

まずウイリスの辞職をめぐることは、第一にウイリスは明治二年十月にみずから辞職するが、それは日本人事務官との確執に起因するものである。第二に、沢外務卿は十月二十五日にイギリス公使パークス後任医師の斡旋を依頼するが、少なくともこの段階においては、政府上層部はドイツ医学の採用についてはまったく念頭になく、イギリス人医師に病院と医学校をゆだねるつもりであった。第三に、パークスはウイリスに同情的ではあるが、沢の依頼にもかかわらず、積極的にイギリス人医師を斡旋する姿勢を示さない。

ついで、ドイツ人医師招聘の政策決定のプロセスについては、第一に、大学校、実際には医学校がウイリスの後任教師としてドイツ人教師の招聘を決定する。第二に、大学校がドイツ人教師招聘の伺を弁官に提出する。そのさい、弁官がイギリス医学からドイツ医学への転換について大学校に説明をもとめたり、伺の修正を指示したりすることはありうる。第三に、弁官が大学校の伺を太政官、すなわち廟議にあげ、ドイツ人教師招聘について裁可を願いで、第四に、太政官における協議にもとづいて評決されるという過程である。医制論争が生じる前提条件は、パークスが政府の要請に応じてウイリスの後任医師を推薦したか、少なくとも推薦する意思をもっていることである。医制論争が生じるとすれば、第二段階であるが、その前提条件、つまり医制論争の動機は欠落している。石黒忠恵が述べるようなイギリス医

学からドイツ医学への転換をめぐる論議は、第二段階において生じる。いわゆる医制論争については、稿をあらためて論じたい。

さいごに、ドイツ人教師招聘の政府決定の時期は、第四の段階、すなわち太政官会議において公式に評決された時期にはかならない。正確な日付は確定できないが、二年十二月八日から十二月二十二日のあいだに、太政官において評決される。ドイツ医学採用の決定は、西欧近代科学文化の移植にさいして英語が媒介となる英語圏に依存する傾向が強いなかで、学術性も勘案され、選択的な移植政策が認識されたうえでの決定である。大学東校が学術的な観点からドイツ医学を選択し、ドイツ人教師の招聘を伺ったことによって、政府上層部のあいだにはイギリス、フランスの背後に潜んでいたドイツの実像が浮かびあがり、英語圏に全面的に依存する近代化政策を再検討せざるをえなくなる。

未筆ながら、本稿の作成にさいして、懇切なご助言をいただいた石田純郎先生、文献・資料を借覧させていただいた酒井シヅ先生に感謝を申し上げたい。

#### 註

- (一) 「学校履歴第壹大学区医学校」、大久保利謙、『明治初年医史料』(『中外医事新報』別冊)、昭和十八年、三頁。
- (二) 萩原延壽、「ウィリス(Ⅰ)」、「遠い崖」、朝日新聞連載、一九八四年七月二十六〜九月七日。
- (三) 安芸基雄、「ドイツ医学採用に関するフルベッキの証言とその時代背景」、日本医史学会『日本医史学雑誌』第一三卷第一号、昭和四十二年。
- (四) 宗田一、「明治新政府の医学教育事始(下)」、『古医学月報』通巻第三四号、昭和五十一年七月、三頁。
- (五) 『太政類典』第一編、外国交際、外人雇入、文書第五九。
- (六) 「相良氏書類」、「三宅秀博士文書(四)」、「日本医史学雑誌』第一二九八号、昭和十六年十二月。
- (七) Despatch No.74, Yedo, Des. 18, 1869, In: Despatches from Harry S. Parkes to the Foreign Office, Historical

Documents in the Public Record Office in London (東京大学史料編纂所蔵)

- (八) 広沢真臣、「公用備忘録」、「広沢真臣文書」、東京大学出版会、昭和四十八年、四三八頁。
- (九) 石黒忠恵、『懐旧九十年』、岩波書店、一九八三年、一七五〜一七六頁。
- (一〇) 「獨乙醫二名本国ヨリ雇入伺」、国立公文書館所蔵、『公文録』大学之部、自己巳十二月至庚午四月、文書第十七。
- (一一) 「東校専門生徒留學之儀申立」、国立公文書館所蔵、『公文録』大学之部、庚午自九月至閏十月全、文書第三十二。
- (一二) 「米醫シモンス東校へ雇入ノ儀伺」、国立公文書館所蔵、『公文録』大学之部、自己巳十二月至庚午四月、文書第三五。
- (一三) 「シモンの條的」、「三宅秀博士文書(三)」、『日本医史学雑誌』第一二九六号、昭和十六年十月。
- (一四) 東京大学百年史編集委員会、『東京大学百年史』通史一、東京大学出版会、昭和五十九年、二二一頁。
- (一五) 「獨逸語學教師本國ヨリ雇入伺並ワグネル雇入届」、国立公文書館所蔵、『公文録』大学之部、自己巳十二月至庚午四月、文書第一八。

(一六) 「三宅秀博士自筆覚書」その三、「三宅秀博士文書(四)」、『日本医史学雑誌』第一二九八号、昭和十三年十二月。

(一七) Heinz Vianden, Deutsche Ärzte im Japan der Meiji-Zeit. In: J. Kreiner (Hrsg.), Deutschland-Japan. Historische Kontakte, Bonn 1984, S.95.

※本研究は広島修道大学総合研究所一九九二年度調査研究費による研究の一部である。

(広島修道大学人文学部)

## Über drei Fragen um Aufnahme der deutschen Medizin

by Jun MORIKAWA

Die Aufgabe dieser Studie ist : drei Fragen um Aufnahme der sogenannten deutschen Medizin anhand der öffentlichen Dokumente aufzuklären.

Erstens ist es allgemein anerkannt, daß der englische Arzt W. Willis im Prozeß der Aufnahme der deutschen Medizin aus der medizinischen Schule entlassen wurde. Wirklich trat Willis aber von selbst zurück und der englische Gesandte H. Parkes zeigte keine positive Haltung trotz des Auftrags von der neuen japanischen Regierung' seinen Nachfolger zu empfehlen.

Zweitens ist es fraglich, ob bei der Entscheidung der Aufnahme der deutschen Medizin eine Auseinandersetzung mit den Verteidigen der sogenannten englischen Medizin wirklich entstand. Zwar müssten die Vertreter der medizinischen Schule die akademische Hervorragendheit der deutschen Medizin bei politischer Entscheidung deren Aufnahme behauptet haben, es gibt aber keine Möglichkeit, daß diese Auseinandersetzung entstand, weil der englische Generalkonsul Parkes keine Lust hatte, einen englischen Nachfolger zu empfehlen.

Drittens muß man überprüfen, in welchem Zeitpunkt die Aufnahme der deutschen Medizin zur Entscheidung gebracht wurde. Selbstverständlich ist es nicht die medizinische Schule, sondern die

Regierung , die Aufnahme der deutschen Medizin zu entscheiden.

Nachdem die medizinische Schule am 9. Januar 1870 die Regierung darum ersucht hatte, die deutschen Ärzte einzuladen, wurde die Aufnahme der deutschen Medizin entschieden, zwar spätestens bis zum 23. Januar 1870, wo die medizinische Schule die Regierung darum bat, einen amerikanischen Arzt provisorisch vor der Ankunft der deutschen Ärzte anzustellen.